

総合検診 中期のお知らせ

健康福祉課健康係【☎028(677)6042】

期 日	場 所	骨密度
9月6日(土)	農業者トレーニングセンター	○
9月8日(月)	旧高橋小体育館	○
9月9日(火)	町第二体育館	×
9月10日(水)	生涯学習センター(旧下高小)	○
9月13日(土)	農業者トレーニングセンター	○
9月16日(火)	水橋分館(公民館)	×

- 8月中旬までに問診票や大腸がん検診の容器など、必要なものを送付します。
- 9月9日・16日に骨密度検査を申し込んでしまった人で、検査を希望する人は期日変更をしてください。
- 芳賀町国保以外の方は、保険証と受診券がないと特定健診を受けることができません。受診券については、所属の健康保険組合に確認してください。
- まだ検診の申し込みをしていない人や前期(6・7月)に検診を申し込んだ人で、受診できなかった人、受診を希望する人は、予約をしてください。

検診当日、忘れずにお持ちください

芳賀町国保加入者・後期高齢者(75歳以上)

検診料金 + 保険証

※40~74歳で特定健診を受ける場合は保険証が必要です。

生活機能評価(黄色)

65歳以上の特定健診または健康診査受診者

検診料金 + 保険証 + 受診券

※40~74歳で特定健診を受ける場合は保険証と所属の健康保険組合発行の受診券が必要です。

社会保険の被扶養者などで国保以外の人

検診料金 + 受診券

※40~74歳で特定健診を受ける場合は保険証と所属の健康保険組合発行の受診券が必要です。

【そのほかに必要なもの】

- 肝炎ウイルス検診を受ける人
白色の問診表
- 大腸がん検診を受ける人
緑色のビニール袋に名前を記入し、採便容器を入れてお持ちください。

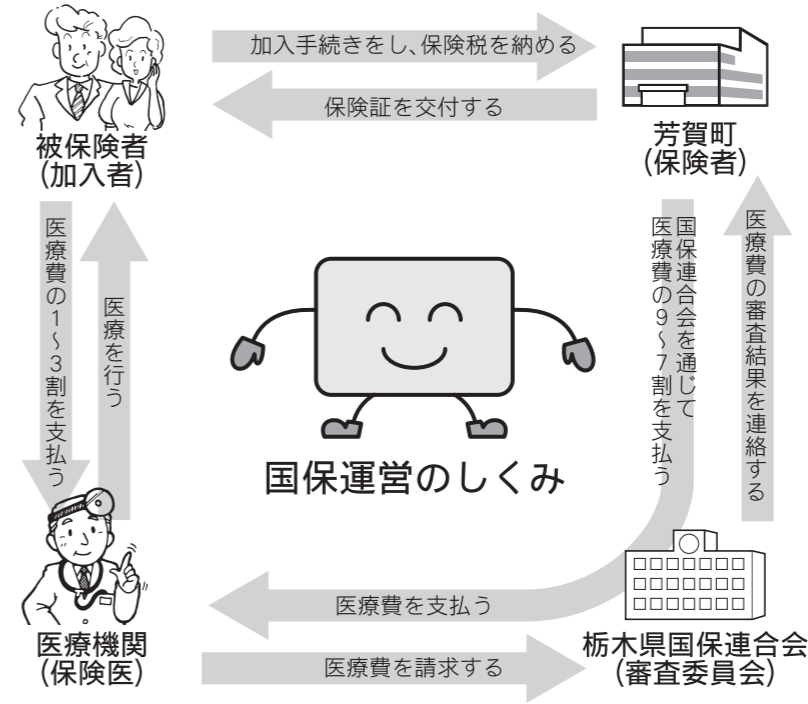
特定保健指導の告知書

内臓脂肪型肥満・高血圧・脂質異常症・高血糖が重なる、何もない人に比べ、心臓病の発症の危険性が約36倍になります。6~7月に実施した特定健診により積極的支援・動機づけ支援に該当する人は、次の日程で特定保健指導を実施します。詳しくは結果書に同封されているお知らせをご覧ください(該当者のみ)。

■積極的支援・動機づけ支援に該当した人

- 個別面接日程
8月18日(月)、19日(火)、20日(水)、22日(金)、25日(月)、26日(火)
- 内容
保健師または栄養士による個別面接
- グループ面接日程
9月1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、10日(水)、19日(金)
- 内容
運動士による効果的な運動の紹介、栄養士による食事のアドバイス

※特定保健指導以外の検診結果の相談は、保健センターの健康相談などでお受けします。



国民健康保険

国民健康保険(国保)は、病気やけがなどに備えて、加入者(被保険者)、国、県と町(保険者)がお金を出し合い、必要な医療費や健康の保持と増進のための、さまざまな給付や事業を行う、助け合いの制度です。その運営は私たちが住んでいる町が行っています。

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

- 国保の届出**
- 国保への加入は世帯ごとになります。国保の窓口への届出は、14日以内に世帯主が行わなければならないとき、国保に入るのはこんなとき
- 他の市区町村から転入した日(職場の健康保険などに加入していない場合)
 - 職場の健康保険などをやめた日(退職の日の翌日)
 - 子どもが生まれた日
 - 生活保護を受けなくなった日
 - 生活保護を受けなくなった日
 - 加入の届出が遅れると?
 - 被保険者となった時点(届出日ではない)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費は全額自己負担となります。
 - 国保をやめるのはこんなとき
 - 他の市区町村へ転出した日の翌日、またはその日
 - 職場の健康保険などに加入した日の翌日
 - 死亡した日の翌日
 - 生活保護を受け始めた日
 - やめる届出が遅れると?
 - 資格がなくなった後、国保を使って診療を受けた場合、国保で負担した分の医療費は返していただくこととなります。また、保険料が二重払いになってしまうこともあります。

後期高齢者医療からのお知らせ

■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

入院する(した)ときは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請することにより、医療機関の窓口負担が軽減される場合があります。

後期高齢者医療に加入している人のうち、住民税非課税世帯の人については、病気やけがで入院した場合に、この申請により交付される後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により、入院時の医療費の自己負担限度額が減額されます。また、入院時の1回あたりの食事代も減額されます。

認定証の交付を受けるには、毎年8月に更新の手続きが必要です。申請した月から適用になります。



国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の口座振替が可能に

■税務課賦課係【☎028(677)6035】

平成20年4月から、年金から支払っている人、または10月から支払う予定の人のうち、次のそれぞれの要件に該当する人は、役場税務課の窓口へ申し出ることにより、保険料(税)を口座振替により支払うことが可能となります。

■国民健康保険税(どちらの要件も満たす人)

- ①これまで保険税を滞納することなく納めている人
- ②これからの保険税を口座振替により納められる人

■後期高齢者医療保険料(いずれかの要件を満たす人)

- ①国民健康保険税を確実に納付していた人(本人)が口座振替により納付する場合
- ②世帯主または配偶者がいる人(年金収入が180万円未満の人)で、その口座振替により納付する場合